

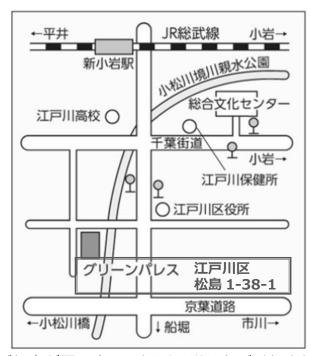
西小松川町、東小松川一・二丁目地区地区計画(原案)説明会開催のお知らせ

日頃より、区政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

西小松川町、東小松川一・二丁目地区では、地域の防災性向上を図るため、約2年半にわたり地区の課題や今後のまちづくりの方向性について話し合いを重ねてきました。本年9月に「地区計画(素案)説明会」を開催し、そこでいただいた意見を参考に、地区計画の内容を計画書としてまとめた「西小松川町、東小松川一・二丁目地区地区計画(原案)」を作成しました。

つきましては、下記のとおり説明会を開催いたしますので、ご多忙のところ恐縮ですが、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

開催概要



■1 回目:

日時:令和5年11月9日(木)

午後7時から

会場:グリーンパレス(5階孔雀)

■2回目:

日時: 令和5年11月11日(土)

午前 10 時から

会場:グリーンパレス(5階孔雀)

※上記2日間の説明内容は同じです。

いずれかご都合のよい日にご出席ください。

- ※当日はこの資料をご持参ください。
- ※駐車場は有料となります。

ご都合が悪い方で、個別の説明をご希望される方は下記問い合わせ先にご連絡ください。 11月13日頃説明資料を区ホームページに掲載します。下記よりアクセスしてください。

[問い合わせ先]

江戸川区 都市開発部 まちづくり調整課 まちづくり計画係

TEL 03-5662-6438(直通) FAX 03-5607-2267

スもご覧いただけます。→ **回答**

地区計画について

- ◆安全で住みやすくするため、地区独自で定めるまちづくりのルールです。
- ◆地区の目標や土地利用の方針に応じて、建物の新築や建替え時に守っていただくルールであり、そのルールを守ることで、地区の特性を活かした良好なまち並みへの誘導を図ります。
- ※既存の建物を直ちに取り壊してルールを守っていただくものではありません。
 建物の新築や建替え時に守っていただくルールです。

<構成>地区の状況を踏まえた目標や街区分け、建物を建替える際のルール(地区整備計画)を決めていきます。

1.地区計画の目標

地区全体の目標を定めます

2.土地利用の方針

特性に応じ街区を分け て方針を定めます

3.地区整備計画

街区ごとの方針に応じ たルールを定めます

1. 地区計画の目標

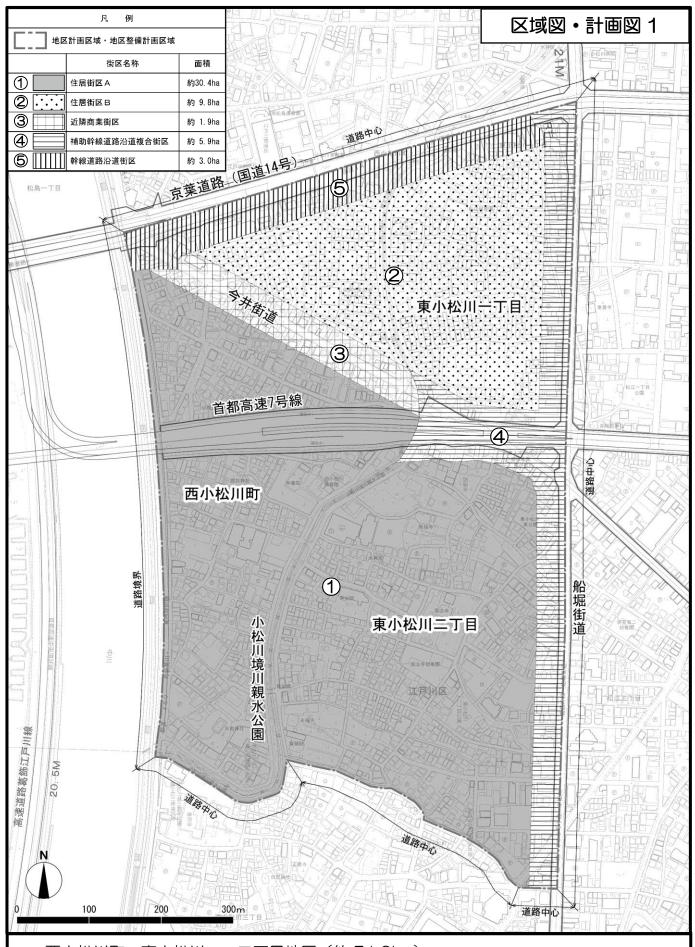
地区の特性を活かしたまちづくりを進めるため、次のようにまちの将来像を定めます。

地区計画の 目標	水とみどりと人を感じる、住んで良かったと思えるまち
実現のための 方針	方針 1 災害に強い安全・安心なまち 方針 2 水とみどり豊かな暮らしやすいまち 方針 3 誰もがつながる活気とあたたかみのあるまち

2. 土地利用の方針

街区の特性を活かした良好なまちづくりを進めるため、現在指定されている用途地域等の特性に 応じ、5つの街区に分けて方針を定めます。

①住居街区 A	戸建て住宅と共同住宅等が調和した中層住宅地の形成を図るとともに、身近な店舗等が共存する市街地の形成を図る。
②住居街区 B	戸建て住宅と共同住宅等が調和した中層住宅地の形成を図るとともに、居住環境 や身近な店舗等に配慮した中小工場が共存する市街地の形成を図る。
③近隣商業 街区	後背住宅地の居住環境と調和した土地利用を進め、住宅と店舗を主体とした地域に相応しい中層市街地の形成を図る。
④補助幹線 道路沿道 複合街区	後背住宅地の居住環境に配慮しながら、建物の集積を活かした土地の高度利用を進め、店舗・事務所等と住宅が複合した中高層市街地の形成を図る。なお、船堀街道沿道は延焼遮断帯の形成に寄与する中高層市街地の形成を図る。
⑤幹線道路 沿道街区	後背住宅地の居住環境に配慮しながら土地の高度利用を進め、店舗・事務所・流通機能等と住宅が複合した、延焼遮断帯の形成に寄与する広域幹線道路に相応しい中高層市街地の形成を図る。



西小松川町、東小松川一・二丁目地区(約51.0ha)

江戸川区 西小松川町、東小松川一丁目、東小松川二丁目、東小松川三丁目の各地内 (東小松川三丁目は町丁目境の道路・親水公園部分のみ)

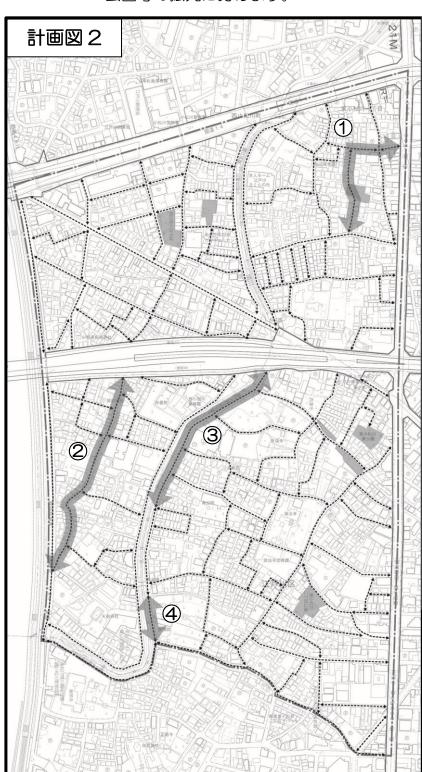
3. 地区整備計画(地区施設)

地区計画では、まちの防災性、安全性、利便性の向上を図るために、必要性の高い道及び公園を「地区施設(区画道路・公園)」として位置付けます。

区画道路: 既存の通り抜けている道を区画道路に位置付け、建替え時等の後退整備により、 最低限必要な幅員 4m を確保します。

避難や救助の軸となる道路 (主要生活道路) については、幅員 6mへの整備を推進します。

公 **園**: 既存の公園の維持・保全を図ります。また、地区内の防災性向上、緑化促進のため、 公園等の拡充に努めます。



主要生活道路整備位置 選定理由

主要生活道路①

- ・東小松川一丁目は建物の密集や 狭い道路が見られ、災害時の避難 が困難になる恐れがあるため、 改善が必要である。
- ・東小松川一丁目広場に道路を接続 させ、避難路の確保と公園のアク セス性及び利便性を向上させる。

主要生活道路②

- 消防活動困難区域の解消につながる。
- 幅員が広い首都高側道や堤防道路へ の安全な避難路を確保する。
- 道路の見通しを改善する。

主要生活道路③、4

- ・公衆トイレの前面など、幅員が狭い 箇所があり、防災や利便性に課題が あるため、改善が必要である。
- ・ 消防活動困難区域の解消につながる。
- ・親水公園の樹木が鬱蒼(うっそう)と しており見通しが悪いため、改善が 必要である。
- ※民地側への拡幅ではなく、親水公園の 改修と併せ、公園側へ道路空間を拡大 することを検討します。

詳細は、8頁をご覧ください。

凡例

◆••• 区画道路



主要生活道路(幅員 6m以上)

4. 地区整備計画(建物を建替える際のルール)

まちの防災性、安全性、利便性の向上を図るため、建物を建替える際のルールを定めます。

①建物の用途のルール

良好な居住環境を維持するため、地区の環境を悪化させる 恐れがある建物の用途を制限します。

既に用途地域により制限されている用途に加え、地区計画で下記の用途を制限します。



全街区共通	性風俗営業施設 その他これに類するもの
①住居街区 A	ホテル又は旅館
②住居街区 B ③近隣商業街区 ④補助幹線道路沿道複合街区 ⑤幹線道路沿道街区	デートクラブ

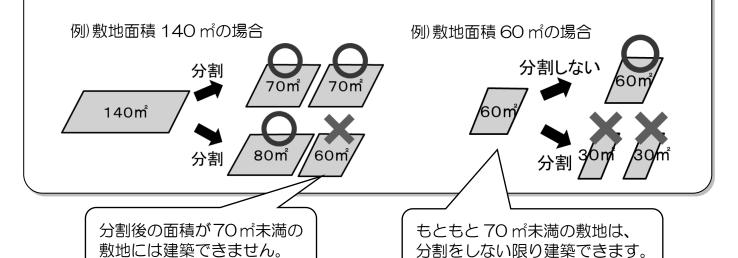
▶ 現状で用途地域による十分な制限があるため、その他追加の制限は設けないこととします。

2敷地面積のルール

敷地の細分化を防ぎ、ゆとりある空間を確保するため、敷地を分割して建物を建てる際の 敷地面積の最低限度を定めます。

全街区 共通

分割後の敷地の最低限度は、70 ㎡とします。 ただし、地区計画が決定した時点で敷地が70 ㎡を下回る場合は、 新たに分割をしない限り、建築することができます。



3壁面の位置のルール

建物の壁面による圧迫感の軽減、ゆとりあるまち並みの確保、道路の見通し確保のため、 壁面の位置のルールを定めます。

(1) 区画道路沿いのルール

区画道路の境界線から外壁面までの距離を 50cm 以上確保します。

全街区共涌

(2) 角敷地のルール

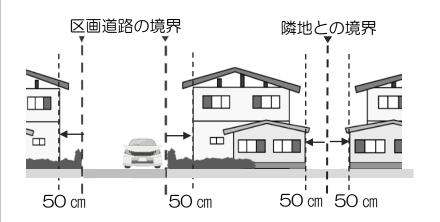
角敷地では、敷地の隅を頂点とする二等辺三角形の底辺の長さ2mの 線から後退して建物を建てるようにします。なお、見通し空間確保のため、 この空間は道路状とします。

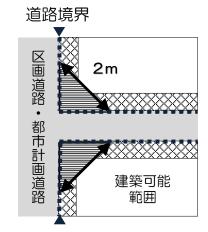
①住居街区 A

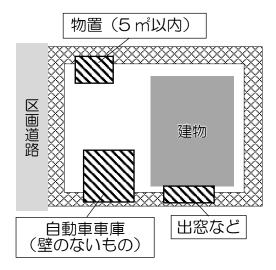
隣地境界のルール

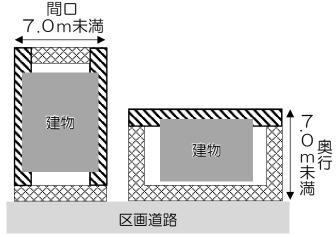
隣地の境界線から外壁面までの距離を 50cm 以上確保します。 ただし、70 ㎡未満の敷地、敷地の間口方向や奥行方向が 7.0m未満の ②住居街区 B

部分、軒高が 2.3m以下の車庫等は建築することができます。









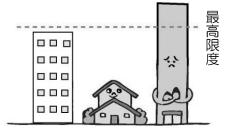
隅切り

※※※ 壁面後退 50 cm以上

適用しない部分または物

4建物の高さのルール

街区の特性に応じたまち並みの形成や、良好な居住環境を維持するため、周辺に配慮した高さになるように、建物の高さの最高限度を定めます。



①住居街区 A ②住居街区 B	19mを限度とします。(5~6 階程度)
③近隣商業街区	25mを限度とします。(7~8 階程度)
④補助幹線道路沿道複合街区 ⑤幹線道路沿道街区	31mを限度とします。(9~10 階程度)

- ▶ 建築基準法第59条の2第1項(総合設計制度)により上記の高さの制限を超えることはできないものとします。
- ▶ 地区計画が決定した時点で高さの最高限度を超えている建物については、同一所有 者等により建替えを行う場合、1回に限り同じ高さの範囲内での建て替えが可能 です。(ただし、違反建築物を除く。)

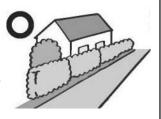
5建物の色彩等のルール

落ち着いたまち並みを創出するとともに、周辺環境と調和した魅力ある都市景観の創出を図るため、建物の色彩等のルールを定めます。

全街区共通	建物の外観(外壁、屋根、建具等)の色彩は、周辺環境と 調和したものとし、さらに、江戸川区景観計画の届出対象と なる建物の外観の色彩については、景観計画の色彩基準による ものとします。
①住居街区 A ②住居街区 B	江戸川区景観計画の届出対象とならない建物の外観の色彩については、マンセル値*を用いて制限します。 ※マンセル値・・・色彩(色)、明度(明るさ)、彩度(鮮やかさ) の3つの属性により色彩を表す数値。(日本工業規格 JIS で規定されています。)
③近隣商業街区 ④補助幹線道路沿道 複合街区 ⑤幹線道路沿道街区	江戸川区景観計画の届出対象とならない建物の形態・意匠は、周辺環境や都市景観に配慮したものとし、色彩については、周辺のまち並みとの調和に配慮するものとします。 また、屋外広告物や屋上設置物等は、まち並みに配慮するものとし、災害時の安全性を確保するため、腐食又は破損しにくいものとします。

6垣又はさくの緑化のルール

ブロック塀の倒壊による危険性を防ぎ、身近にみどりを感じられる 潤いあるまち並みを創出するため、垣又はさくの構造のルールを定め ます。



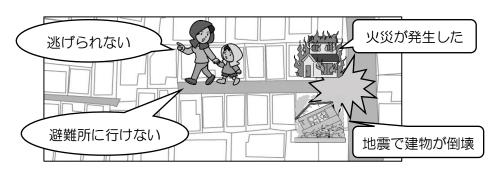
全街区共通

区画道路等の道路に面して設ける垣又はさくの構造は、生垣又はネットフェンス等に緑化したものとします。

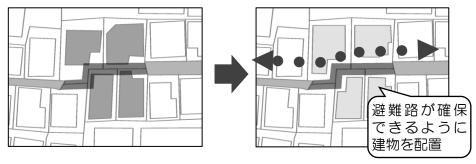
5. 地区の安全性確保に関する方針

◆災害時の避難路確保のため、長い行き止まりの道の沿道やその周辺では、建て替えの際に 二方向への避難が可能となるよう、避難路の確保を検討していきます。



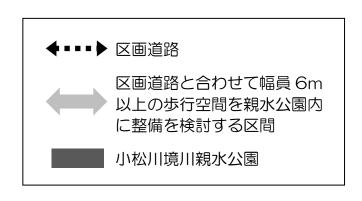


【対策】敷地内避難路の確保



◆小松川境川親水公園の一部については、消防活動困難区域の解消や安全な道路網形成のため、 区画道路と合わせて幅員 6m以上となるように歩行空間の整備を検討していきます。





「新たな防火規制」の導入

当地区は、「東京都地域危険度測定調査(第9回)」における火災危険度・建物倒壊危険度が ともに高くなっています。また、まちの燃えにくさを評価する「不燃領域率」は70%を超える と延焼による消失率がほぼゼロとなりますが、当地区は老朽木造住宅が密集しているため、 50.0%と低くなっています。

このため、「新たな防火規制」を導入し、火災に強いまちづくりを進める必要があります。

	地	域危険	度	→
	火災	倒壊	総合	不燃領域率
西小松川町	4	4	4	51.0%
東小松川一	4	4	4	46.8%
東小松川二	5	4	4	50.7%
地区全体				50.0%



●新たな防火規制とは?

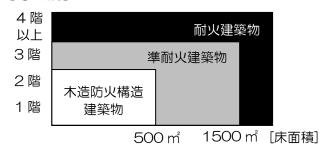
木造密集地域における災害時の安全性を確保するため、東京都建築安全条例第 7 条の 3 に基づき東京都知事が指定する災害時の危険性が高い地域において、建物の耐火性能を強化し不燃化を促進する制度です。

指定区域内の個々の建物の耐火性能を強化し、防火性の高い建物へ誘導することにより、「燃えない・燃え広がらないまち」を目指します。

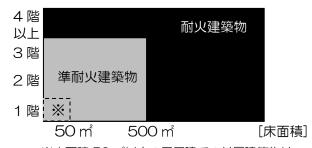
●内容

- (1)原則すべての建物は、準耐火建築物以上とします。
- (2)延べ面積が500 ㎡以上、または、4 階以上の建物は耐火建築物とします。

[導入前]



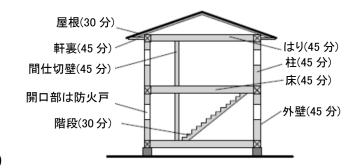
[導入後]



※床面積 50 ㎡以内の平屋建ての付属建築物は、 木造防火構造建築物とすることができます。

●準耐火建築物とは?

火災時に、壁、屋根、柱、はり、床等の主要構造部が、一定時間以上崩壊しない、かつ火が内外から燃え抜けない性能を持つ部材で作った建物です。



今後の予定

①地区計画(素案) • 安全な避難道路に関する拡幅線形案説明会

令和5年9月 15•16日

今回

②地区計画(原案)説明会

令和5年11月9•11日

③地区計画(原案)の公告・縦覧

令和5年11月13日~11月27日

意見書の提出期間 令和5年11月13日~12月 4日

④地区計画(案)の公告・縦覧

令和5年12月頃

5江戸川区都市計画審議会

令和6年2月頃

⑥地区計画の決定、運用開始 道路整備事業計画の決定

令和6年3月頃

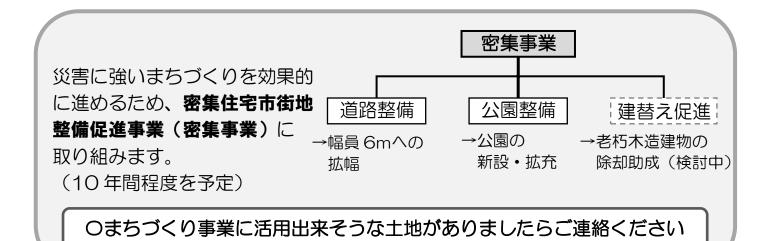
(新たな防火規制の決定、運用開始

東京

東京都手続き後)

⑦密集事業の開始

令和6年4月頃



都市計画西小松川町、東小松川一・二丁目地区地区計画を次のように決定する

《計画決定 R6. . 江戸川区告示第 号》

名 称	西小松川町、東小松川一・二丁目地区地区計画
位 置※	江戸川区西小松川町、東小松川一丁目、東小松川二丁目、東小松川三丁目の各地内
面 積※	約51. Oha
地区計画の目標	本地区は、JR 総武線新小岩駅と都営新宿線船堀駅の間に位置し、幹線道路や河川、親水公園などに囲まれた地区である。地区内は、過去に耕地整理などの基盤整備が行われないまま住宅開発により土地が細分化され、老朽化した木造住宅が多く立地している。また、幅員 畑未満の狭隘道路が多数分布しており、災害時における避難・救助活動や消防活動に支障を来ずおそれがあるなど防災上の課題を抱えている。江戸川区都市計画マスタープランでは、東小松川、西小松川は、地区計画や密集住宅市街地整備促進事業により、都市基盤の整備を促進するとともに、建築物の不燃化を誘導するとされている。また、京葉道路と船堀街道の幹線道路沿道は、商業やサービス施設の立地を図るとともに、建築物の不燃化を誘導するとされている。また、京葉道路と船堀街道の幹線道路沿道は、商業やサービス施設の立地を図るとともに、都市型住宅を整備し、多種多様なニーズに対応した複合地区を形成するほか、建築物の不燃化と高度利用を誘導し、延焼遮断帯を形成するとされている。水辺空間として、小松川境川親水公園は、水辺環境の保全を図るとともに、沿川の建築物は、水とみどりに調和した景観を誘導するとされている。このため、まちの将来像を「水とみどりと人を感じる、住んで良かったと思えるまち」とし、以下の実現を目指す。 1. 災害に強い安全・安心なまち 要なかでは、住人で良かったと思えるまち」とし、以下の実現を目指す。 また、日常においても安全で快適に通行できる環境づくりを進めます。 また、日常においても安全で快適に通行できる環境づくりを進めます。 また、日常においても安全で快適に通行できる環境づくりを進めます。 また、日常においても安全で快適に通行できる環境づくりを進めます。 また、沿道緑化の推進を併せて行うことにより、うるおいのある暮らしやすいまちを目指します。 3. 誰もがっながる活気とあたたかみのあるまち 歴史ある寺社仏閣や親水公園などのまちの資源を活用しながら地域活動を行うことで、多様な人々がつながる、活気があるコミュニティ豊かなまちを目指します。 また、地域のふれあいや見守りを次の世代につないでいくため、良好な住環境を維持し、住み続けられるまちを目指します。

		地域の特性に応じて5の街区に区分し、土地利用の方針を定める。
		1 住居街区A
		戸建て住宅と共同住宅等が調和した中層住宅地の形成を図るとともに、身近な店舗等が共存する市街地の形成を図る。
		2 住居街区B
		戸建て住宅と共同住宅等が調和した中層住宅地の形成を図るとともに、住環境や身近な店舗等に配慮した中小工場が共存する市街地の
		形成を図る。
		3 近隣商業街区
	土地利用の方針	後背住宅地の居住環境と調和した土地利用を進め、住宅と店舗を主体とした地域に相応しい中層市街地の形成を図る。
		4 補助幹線道路沿道複合街区
		後背住宅地の居住環境に配慮しながら、建物の集積を活かした土地の高度利用を進め、店舗・事務所等と住宅が複合した中高層市街地
		の形成を図る。なお、船堀街道沿道は延焼遮断帯の形成に寄与する中高層市街地の形成を図る。
		5 幹線道路沿道街区
		後背住宅地の居住環境に配慮しながら土地の高度利用を進め、店舗・事務所・流通機能等と住宅が複合した、延焼遮断帯の形成に寄与
区域		する広域幹線道路に相応しい中高層市街地の形成を図る。
0		1 二方向の避難経路や交通利便性を維持するため、既存の道路等を区画道路に位置付け、適切な道路網を形成する。避難・救助の軸とな
整備		る幅員 6m以上の道路については整備を促進する。
•	地区施設の整備	2 幅員 4m未満の区画道路については、建築物の建替え時の後退整備等により必要な幅員を確保する。
開発	の方針	3 既存の公園等の維持・保全を図る。また、地区内の緑化空間の確保や防災性の向上のため、災害時の一時集合場所となる公園等の整備・
及		拡充に努める。
び 保		1 健全で良好な市街地の形成と住環境の向上を図るため、建築物等の用途の制限を定める。
全		2 敷地の細分化を防止し、ゆとりある市街地環境を確保するため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。
に 関		3 建築物の壁面による圧迫感を軽減し、まちの安全性の向上及び見通しのよい交差点の確保のため、壁面の位置の制限を定める。
す	建築物等の整備	4 まちの安全性の向上及び見通しのよい交差点の確保のため、壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。
る方	の方針	5 街区の特性に応じたまち並みの形成や良好な市街地環境の確保を図るため、建築物等の高さの最高限度を定める。
針	V フ フ J 亚 l	6 落ち着きのあるまち並みを創出し、方針附図で示す江戸川区景観計画で定める景観軸に調和したまち並み及び住環境の形成を図るた
		め、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。
		7 ブロック塀等の倒壊を防ぐとともに、沿道緑化による緑豊かな住環境を形成するため、垣又はさくの構造の制限を定める。

			1 幅員4m未満の	道については、幅	員4m以上確	保することを目	指す。			
	20	の他当該地区	2 既存の公園等の	維持・保全を図る	0 0					
		整備、開発及	3 未接道宅地については、接道出来るよう検討をする。ただし、接道が厳しい場合は建築基準法第43条第2項第2号の許可等に基づ							
			解消を図る。また	た、延長が 35mを	超え、一方が	他の道路に接続	していない行き止まりの	道の沿道やその周]辺においては	、建替えの際に
	び保全に関する 方針		二方向避難が可能	能となる避難路の 確	催保を検討する	, o				
			4 都市計画緑地	(小松川境川親水公	(園)の一部に	ついては、消防	活動困難区域の解消や多	安全な道路網の形成	えのため、 区画	道路 (42号、
		<u>, </u>	67号) と合わせて	て幅員 6.0m以上と	なるように歩	行空間の整備を	検討する。			
		種 類	名 称	幅員	延長	備考	名 称	幅 員	延長	備考
			区画道路 1号	5.4~6.9m	約 330m	既存	区画道路 53 号	4.5m	約 90m	既存
			区画道路 2号	4.0∼5.2m	約 80m	一部拡幅	区画道路 54 号	4.5m	約 110m	既存
			区画道路 3号	4.0m	約 90m	一部拡幅	区画道路 55 号※	12.7m	約 80m	既存
			区画道路 4号	4.0m	約 90m	一部拡幅	区画道路 56 号	4.5m	約 60m	既存
			区画道路 5号	4.0m	約 50m	拡幅	区画道路 57 号※	7.2~11.2m	約 210m	既存
	地		区画道路 6号	4.0m	約 80m	拡幅	区画道路 58 号	4.0m	約 40m	拡幅
	区		区画道路 7号	4.0m	約 110m	拡幅	区画道路 59 号	4.0m	約 60m	既存
地	施設		区画道路 8号	4.3∼5.5m	約 210m	既存	区画道路 60 号	6.3m	約 150m	既存
区	\mathcal{O}		区画道路 9号	5. 4m	約 70m	既存	区画道路 61 号	4.0m	約 60m	既存
整備	配置	道路	区画道路 10号	5. 4m	約 50m	既存	区画道路 62 号	4.0m	約 110m	既存
計	及		区画道路 11号	5. 4m	約 170m	既存	区画道路 63 号	4.0~5.4m	約 130m	一部拡幅
画	び 規		区画道路 12号	5. 4m	約 100m	既存	区画道路 64 号	4.0m	約 130m	拡幅
	模		区画道路 13号	5. 4m	約 100m	既存	区画道路 65 号	5.6~6.8m	約 140m	既存
			区画道路 14号	7. 2m	約 80m	既存	区画道路 66 号	4.0m	約 90m	既存
			区画道路 15号※	10.9m	約 450m	既存	区画道路 67 号	4. 0∼7. 5m	約 290m	既存
			区画道路 16号	4.0∼4.5m	約 110m	一部拡幅	区画道路 68 号	6.6~7.4m	約 180m	既存
			区画道路 17 号※	8.8~12.3m	約 250m	一部拡幅	区画道路 69 号	4.0m	約 130m	一部拡幅
			区画道路 18号	5.9~6.8m	約 90m	既存	区画道路 70 号	4. 2~6. 0m	約 80m	既存
			区画道路 19号	4.0~6.3m	約 70m	一部拡幅	区画道路 71号	4.5~5.4m	約 170m	既存
			区画道路 20 号	4.0m	約 60m	拡幅	区画道路 72号	4.0m	約 100m	拡幅

			区画道路 21号	5. 4m	約 40m	既存	区画道路 73号	4.0m	約 80m	既存
			区画道路 22 号	5.4~5.6m	約 380m	既存	区画道路 74 号	4.0~4.5m	約 250m	一部拡幅
			区画道路 23号	4.0m	約 60m	一部拡幅	区画道路 75 号	4.0m	約 110m	拡幅
			区画道路 24号	4.0m	約 50m	拡幅	区画道路 76 号	4.0~5.5m	約 250m	一部拡幅
			区画道路 25 号	4.0m	約 130m	一部拡幅	区画道路 77 号	4.0~5.4m	約 240m	一部拡幅
			区画道路 26 号※	6.0~16.9m	約 110m	既存	区画道路 78 号	4.0~4.5m	約 110m	一部拡幅
			区画道路 27号	5.4~7.7m	約 70m	既存	区画道路 79 号	4.0m	約 110m	拡幅
			区画道路 28 号※	5.7~9.8m	約 410m	一部拡幅	区画道路 80 号	4.0m	約 50m	拡幅
			区画道路 29 号	4.0m	約 40m	一部拡幅	区画道路 81 号※	10.9~12.0m	約 90m	既存
	地		区画道路 30 号	4.0m	約 110m	一部拡幅	区画道路 82 号	4.0m	約 100m	拡幅
	区		区画道路 31号	4.0~4.5m	約 90m	一部拡幅	区画道路 83 号	4.0m	約 70m	拡幅
地	施		区画道路 32 号	6.0~6.4m	約 340m	一部拡幅	区画道路 84 号	4.5m	約 70m	既存
区	設		区画道路 33号	4. 0∼5. 4m	約 140m	一部拡幅	区画道路 85 号	4.0m	約 70m	既存
整	の配	道路	区画道路 34 号※	4.0~16.3m	約 690m	既存	区画道路 86 号	4.0~4.5m	約 220m	一部拡幅
備	置	担	区画道路 35 号※	4.5~4.7m	約 120m	既存	区画道路 87 号	4.0m	約 60m	拡幅
計画	及		区画道路 36 号	4.0m	約 50m	一部拡幅	区画道路 88 号	4.0m	約 60m	既存
Щ	び		区画道路 37 号	4.0m	約 100m	一部拡幅	区画道路 89 号	4.0m	約 60m	既存
	規		区画道路 38 号	4.0m	約 110m	一部拡幅	区画道路 90 号	4.0m	約 60m	既存
	模		区画道路 39 号	4.0m	約 50m	拡幅	区画道路 91 号	4.0m	約 50m	既存
			区画道路 40 号	4.5m	約 30m	既存	区画道路 92 号	6.7~7.6m	約 240m	既存
			区画道路 41 号	4.0~5.4m	約 140m	一部拡幅	区画道路 93 号	4.0∼7.9m	約 400m	既存
			区画道路 42 号	4.0~5.0m	約 80m	既存	区画道路 94 号	4.0~5.0m	約 260m	一部拡幅
			区画道路 43号	2.0~3.0 (4.0 ~6.1) m	約 240m	既存	区画道路 95 号	4.5m	約 130m	既存
			区画道路 44号	3. 2~7. 0 (6. 3 ~14. 0) m	約 430m	既存	区画道路 96 号	6.3m	約 20m	既存
			区画道路 45 号	4.0m	約 30m	拡幅	区画道路 97 号	4.0m	約 250m	拡幅
			区画道路 46 号	4.0m	約 150m	一部拡幅	区画道路 98 号	6. 4m	約 40m	既存

				区画道路 47 号	4.0~4.5m	約 210m	一部拡幅	区画道路 99 号	4.0~6.	. 0m я́	约 80m	一部拡幅
				区画道路 48 号	4.0~5.5m	約 440m	一部拡幅	区画道路 100 号	6. 0r	n #	j 130m	拡幅・新設
		道路		区画道路 49号	4.0~4.5m	約 160m	一部拡幅	区画道路 101 号	4. 0r	n á	约 60m	既存
	地	担 始		区画道路 50 号	4.0~4.5m	約 120m	一部拡幅	区画道路 102 号	5. 4r	n ấ	约 80m	既存
	区施			区画道路 51 号	6.3m	約 230m	既存	()内は地区外を				
	池設			区画道路 52 号	4.0m	約 80m	拡幅	含めた幅員				
	の配	種 類			名和			面積			備	考
	置			公園 1号	西小松川児	.童遊園		約 752 ㎡	l		既	存
	及び			公園 2号	西小松川ひ	ろば		約 1,465 m²	l		既	存
Life	規			公園 3号	東小松川-	丁目広場		約 550 ㎡	l		既	存
地区	模	公 園		公園 4号	東小松川二	丁目西児童遊園	E C	約 240 ㎡			既存	
整				公園 5号	東小松川二	.丁目児童遊園	約 642 m²		既 存			
備				公園 6号 東小松川東公園				約 1,052 m²		既存		存
計				公園 7号	東小松川二	丁目公園		約 1,505 m²			既	存
画	地区の	名称		住居街区A		住居街区B		近隣商業街区		線道路沿道 合街区	幹剎	泉道路沿道街区
	区分	面積	:	約 30.4	4ha	9. 8ha	約 1.9ha	約	5. 9ha		約 3.0ha	
	建	建築物等の	カ	次の各号に掲げる	建築物は建築し	てはならない。						
	築	用途の制限	限	1 風俗営業等の規	制及び業務の適	正化等に関する	法律(昭和 23 ^左	F7月 10 日法律第 122 号)に規定す	ける 「性風俗	6関連特殊	営業」の用に供
	物に	*		する施設(無店舗	型、映像送信型	等を含む。)、そ	の他これに類す	るもの。				
	関			2 ホテル又は旅館		2 デートクラ	ブ					
	する	建築物の		70 ㎡とする。ただ	し、地区計画決力	定の告示日にお	いて敷地面積が	これを下回る場合で、そ	の敷地の全	全部を一の髪	女地として	使用する場合は
	事項	敷地面積	カ	この限りではない。								
	垻	最低限度										

		壁面の位置	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から区画道路の境界線までの距離は 0.5m以上とする。ただし、次に掲げるものについてはこの
		の制限	1
		のというな	
			(1) 地盤面からの高さが 2.5m以上に設ける軒、庇、手すり、戸袋、床面積に算入されない出窓その他これらに類するもの
			(2) 外壁の開口部に設ける扉、窓で外開きの部分その他これらに類するもの
			2 区画道路又は都市計画道路が交差する角敷地(交差により生じる内角が 120 度以上の場合を除く。)においては、建築物の外壁又はこ
			れに代わる柱の面は、敷地の隅を頂点とする二等辺三角形の底辺の長さが 2mとなる線以上後退させるものとする。
			3 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地の境界線まで
			の距離は 0.5m以上とする。ただし、次に掲げるものについては
			この限りではない。
			(1) 地盤面からの高さが 2.5m以上に設ける軒、庇、手すり、
			戸袋、床面積に算入されない出窓その他これらに類するもの
			(2) 外壁の開口部に設ける扉、窓で外開きの部分その他これら
			に類するもの
地	建築		(3) 軒高が 2.3m以下の付属車庫(外壁のないものに限る。)
区	物		(4) 軒高が 2.3m以下の物置で床面積の合計が 5 m²以内のもの
整	に 関		(5) 敷地の間口(道路に平行な隣地境界線(道路境界線の場合
備	す		も含む。)間の距離)が 7.0m未満の敷地の部分にあっては、
計	る事		当該敷地に係る建築物の間口方向の部分。敷地の奥行きまた
画	項		は奥行き方向の隣地境界線間の距離が 7.0m未満の部分にあ
			っては、当該敷地に係る建築物の奥行き方向の部分。ただし、
			路地状部分の幅員が 3.0m以下の路地状敷地の場合は、当該
			路地状部分の敷地を除く。
			(6) 地区計画決定の告示日において敷地面積が 70 ㎡未満 (路地
			状敷地で路地状部分の幅員が 3.0m以下の場合は、当該路地
			状部分の面積を敷地面積から除くことができる。)の敷地に係
			るもの

		壁面後退区	区画道路又は都市計画道路が交差する角敷地(交差により生じる内角が 120 度以上の場合を除く。)では、敷地の隅を頂点とする底辺の長			
		域における	さが 2mの二等辺三角形の部分について工作物を設けず道路状とする。			
		工作物の設				
地区整備計画		置の制限				
		建築物等の	1 19m 1	25m	1 31m	
		高さの最高	2 1に規定する高さの限度を超えている建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている建築物の建替え(地区計画決定の告示日にお			
		限度	いての当該建築物の所有者等が行うものに限る。)については、当該建築物の各部分の高さを超えない範囲内とする。			
			3 建築基準法第59条の2第1項(総合設計)により1に規定する制限を超えることはできないものとする。			
		建築物等の	建築物の外観の色彩は、街区特性にふさわしい色調で周辺環境と調和したものとし、以下の基準にも適合したものとする。			
	建築物に関する事 項	形態又は色	1 江戸川区景観計画の届出対象となる建築物の外観の色彩については、景観計画の色彩基準による。			
		彩その他の	2 1以外の建築物の外観(外壁、屋根、建具等)の色彩については、2	 1以外の建築物の	外観(外壁、屋根、建具等)の色彩については、以	
		意匠の制限	日本産業規格 (JIS) に定められた規格 (マンセル値) により、以下 下の項目に配慮したものとする。			
			に掲げる色彩基準に適合したものとする。ただし、各立面の1割 (1)	1) 建築物の形態	・意匠は、周辺環境や都市景観に配慮するものと	
			未満までの部分については、この限りでない。	する。		
			(1) 色相が R(赤)、YR(黄赤)においては、彩度7以下のもの (2	2) 建築物の外観	の色彩は、周辺のまち並みとの調和に配慮するも	
			(2) 色相が Y(黄)においては、彩度 6 以下のもの	のとする。		
			(3) 色相が GY(黄緑)、G(緑)、BG(青緑)、B(青)、PB(青紫)、P(紫)、	3) 屋外広告物や	屋上設置物等は、まち並みに配慮するものとし、	
			RP(赤紫)においては、彩度3以下のもの	災害時の安全性を	を確保するため、腐食又は破損しにくいものとす	
				る。		
		垣又はさく	区画道路、建築基準法第42条に規定する道路及び同法43条2項許可に係る道に面して設ける垣又はさくの構造は、生け垣又はネットフ			
		の構造の制	ェンス等に緑化したものとする。			
		限				

(※は知事協議事項)

「地区計画の区域、地区の区分及び地区施設の配置は、 計画図表示のとおり」

理由 道路や公園等の整備を進め、災害に強い安全・安心な市街地の形成を図るとともに、 誰もが快適に生活でき、住んで良かったと思える良好な住環境の創出 を図るため、地区計画を決定する。

